

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国民健康保険法第77条及び規約第27条第1項第1号の保険料減免規定により、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる世帯及び減免額)

第2条 保険料の減免額は、次の第1号から第3号までの各号のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用することとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯については、保険料の全額。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯については、保険料の全額。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の令和2年分の事業収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかに減少が見込まれ、当該減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額。以下同じ。)が前年の当該事業収入等の年額の10分の3以上である世帯については、組合員の事業収入等に係る減少率(組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合)に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合。

【表】

事業収入等の減少率	減額又は免除の割合
5/10以上	全額
5/10未満 4/10以上	3/4
4/10未満 3/10以上	2/4

(減免の申請)

- 第3条** 組合員が保険料の減免を受けようとする場合は、必要事項を記載した所定の様式による保険料減免申請書にその理由を証明するための確認書類を添えて、組合に提出しなければならない。
- 2 減免事由が前条第1項第3号に該当する場合は、保険料減免申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 減免申請に係る収入状況報告書(別紙1)
 - (2) 月別収入申立書(令和2年1月分から12月分までの収入の実績及び見込書)(別紙2)
 - (3) 前年分確定申告書第一表の控えの写し及び所得税青色申告決算書(又は収支内訳書)の控えの写し(税務署の受付印があるもの、又は電子申告の場合はメール受信通知(メール詳細)を添付すること)。
給与収入だけの場合は、前年の源泉徴収票又は特別徴収税額通知書の写し。
 - (4) 月別収入申立書(別紙2)に記入した令和2年分の収入実績額を証明する書類として、売上高、給与収入等の実績額が記載された帳簿類、給与明細書等の写し。
 - 3 減免申請の期限は、令和3年3月31日までとする。
 - 4 組合は、前項の申請書の提出があったときは、減免の承認又は不承認を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(減免の対象となる保険料)

第4条 減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。

(減免の取消)

第5条 組合は、保険料の減免の措置を受けた者が、保険料の納付を不正に免れようとする行為があったと認められる場合は、減免措置については、これを取り消してその全額を徴収することができる。

(補則)

第6条 組合は、組合員等に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免に関し必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。